特定非営利活動法人

キーパーソン２１　定款

第１章　総則

（名称）

第１条　この法人は、特定非営利活動法人　キーパーソン２１という。

（事務所）

第２条　この法人は、主たる事務所を神奈川県川崎市内に置く。

第２章　目的及び事業

（目的）

第３条　この法人は、子ども達、主として小中学生、高校生世代に対して、様々な職業の社会人との交流の場を作り、彼らが自分の将来について考えるきっかけを持たせ、視野を広げ、社会への旅立ちの自覚と自立心の醸成を促し子ども達の健全な育成に寄与することを目的とする。

あわせて、青年からシニア世代の市民に対して社会参加の支援をすることにより、地域社会の活性化に寄与することを目的とする。

（特定非営利活動の種類）

第４条　この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

（１）　子どもの健全育成を図る活動

（２）　社会教育の推進を図る活動

（３）　まちづくりの推進を図る活動

（事業）

第５条　この法人は、第３条の目的を達成するため、次の事業を行う。

（１）特定非営利活動に係る事業

①　小中高校生に対するキャリアプログラムの実施事業

②　キャリアプログラムの普及啓発事業

③　社会参加支援事業

④　その他目的達成のために必要な事業

(2)その他の事業

①　寄贈品、グッズなどの物品販売

②　会員のサークル活動支援事業

２　前項第２号に掲げる事業は，同項第１号に掲げる事業に支障がない限り行うものとし、利益を生じた場合は、同項第１号に掲げる事業に充てるものとする。

第３章　会員

（種別）

第６条　この法人の会員は、次の３種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

(1) 正会員　　この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体

(2) 賛助会員　この法人の目的に賛同し、その活動に様々な支援を行う個人及び団体

(3) 学生会員　この法人の目的に賛同して入会した在学生

(入会)

第７条　正会員として入会しようとするものは、代表理事が別に定める入会申込書により、代表理事に申し込むものとし、代表理事は、そのものが前条に掲げる条件に適合すると認めるときは、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

２　代表理事は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(会費)

第８条 会員は理事会において別に定める会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第９条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

（１）退会届の提出をしたとき。

（２）本人が死亡し、又は正会員である団体が消滅したとき。

（３）継続して２年以上会費を滞納したとき。

（４）除名されたとき。

(退会)

第１０条　会員は代表理事が別に定める退会届を代表理事に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第１１条　正会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、理事会において理事総数の３分の２以上の議決により、これを除名することができる。この場合、その正会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

（１）　この定款等に違反したとき。

（２）　この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(拠出金品の不返還)

第１２条　既納の会費及びその他の拠出金品は、返還しない。

第４章　総会

(種別)

第１３条　この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の２種とする。

(構成)

第１４条　総会は正会員をもって構成する。

(権能)

第１５条　総会は、以下の事項について議決する。

（１）　定款の変更

（２）　解散

（３）　合併

（４） 事業計画及び予算に関する事項
（５） 事業報告及び決算に関する事項
（６） 役員の選任及び報酬に関する事項
（７） その他この法人の運営に関する重要事項

（開催）

第１６条　通常総会は、毎年１回、事業年度終了後３ヶ月以内に開催する。

２　臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
（１） 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
（２） 正会員総数の５分の１以上から会議の目的である事項を記載した書面又は電磁的方法をもって招集の請求があったとき。
（３） 第２５条第４項第４号の規定により、監事から招集があったとき。

（招集）

第１７条　総会は、前条第２項第３号の場合を除き、代表理事が招集する。

２　代表理事は、前条第２項第１号及び第２号の規定による請求があったときは、その日から１ヶ月以内に臨時総会を招集しなければならない。

３　総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、少なくとも５日前までに通知しなければならない。

（議長）

第１８条　総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

（定足数）

第１９条　総会は、正会員総数の３分の１以上の出席がなければ開会することができない。

（議決）

第２０条　総会における議決事項は、第１７条第３項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

２　総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（表決権等）

第２１条　各正会員の表決権は、平等なるものとする。

２　やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

３　前項の規定により表決した正会員は、第１９条、前条第２項、次条第１項、第４８条第１項及び第５１条の適用については、総会に出席したものとみなす。

４　総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

（議事録）

第２２条　総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
（１） 日時及び場所
（２） 正会員総数及び出席者数（書面又は電磁的方法による表決者又は表決委任者が

る場合にあっては、その数を付記すること。)

（３） 審議事項

（４） 議事の経過の概要及び議決の結果

（５） 議事録署名人の選任に関する事項

２　議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人２人以上が署名、押印しなければならない。

３　前２項の規定にかかわらず、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったものとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

（１）総会の決議があったものとみなされた事項の内容

（２）前号の事項の提案をした者の氏名又は名称

（３）総会の決議があったものとみなされた日

（４）議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第５章　役員及び職員

（種別及び定数）

第２３条　この法人に次の役員を置く。

（１） 理事　３人以上　10 人以内

（２） 監事　１人以上　２人以内

２　理事のうち、１人を代表理事とする。また１人を副代表理事とすることができる。

（選任）

第２４条　理事及び監事は、総会において選任する。

２　代表理事及び副代表理事は、理事の互選とする。

３　役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者もしくは３親等以内の親族が１人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び３親等以内の親族が役員の総数の３分の１を超えて含まれることになってはならない。

４　監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

（職務）

第２５条　代表理事は、この法人を代表し、その業務を総理する。

２　副代表理事は、代表理事を補佐し、代表理事に事故あるとき又は代表理事が欠けたときは、その職務を代行する。

３　理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

４　監事は、次に掲げる職務を行う。

（１） 理事の業務執行の状況を監査すること。

（２） この法人の財産の状況を監査すること。

（３） 前２号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

（４） 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。

（５） 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

（任期等）

第２６条　役員の任期は、２年とする。ただし、再任を妨げない。

２　前項の規定にも関わらず後任の役員が選任されていない場合には、役員の任期は前項に定められた任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。

３　理事が辞任した場合は、理事会の指名により、他の理事が職務を兼務することができる。

４　補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

５　役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

（欠員補充）

第２７条　理事又は監事のうち、3分の１を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

（解任）

第２８条　役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会において正会員総数の３分の２以上の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

（１） 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。

（２） 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

（報酬等）

第２９条　役員は、その総数の３分の１以下の範囲内で報酬を受け取ることができる。

２　役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

３　前２項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、代表理事が別に定める。

（職員）

第３０条　この法人に、事務局長その他の職員を置くことができる。

２　職員は、代表理事が任免する。

第６章　理事会

（構成）

第３１条　理事会は、理事をもって構成する。

（機能）

第３２条　理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

（１） 総会に付議すべき事項

（２） 総会の議決した事項の執行に関する事項

（３） 会費に関する事項

（４） 事務局の組織等に関する事項

（５） 借入金に関する事項

（６） 解散に伴う残余財産の帰属・処理

（７） この法人の財産及び業務の執行について必要な事項を定める規則、規定の制定、変更及び廃止

（８） その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

（開催）

第３３条　理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

（１） 代表理事が必要と認めたとき。

（２） 理事総数の２分の１以上から会議の目的である事項を記載した書面又は電磁的方法をもって招集の請求があったとき。

（３） 第１５条第４項第５号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

（招集）

第３４条　理事会は代表理事が招集する。

２　代表理事は、前条第２号及び第３号の規定による請求があったときは、その日から１５日以内に理事会を招集しなければならない。

３　理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも５日前までに通知しなければならない。

（議長）

第３５条　理事会の議長は、代表理事がこれに当たる。

（定足数）

第３６条　理事会は、理事総数の過半数の出席がなければ開会することができない。

（議決）

第３７条　理事会における議決事項は、第３４条第３項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

２　理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（表決権等）

第３８条　各理事の表決権は、平等なるものとする。

２　やむを得ない理由のために理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。

３　前項の規定により表決した理事は、第３６条及び次条第１項の適用については、理事会に出席したものとみなす。

４　理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

（議事録）

第３９条　理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

（１） 日時及び場所

（２） 理事総数、出席者数および出席者氏名（書面又は電磁的方法による表決者にあっては、その旨を付記すること。）

（３） 審議事項議事の経過の概要及び議決の結果

（４） 議事録署名人の選任に関する事項

２ 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人２人以上が署名、押印しなければならない。

第７章 資産及び会計

（資産の構成）

第４０条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

（１） 設立当初の財産目録に記載された資産

（２） 入会金及び会費

（３） 寄付金品

（４） 財産から生じる収益

（５） 事業に伴う収益

（６） その他の収益

（資産の管理）

第４１条 この法人の資産は、代表理事が管理し、その方法は、理事会にて定める。

（会計の原則）

第４２条 この法人の会計は、次に掲げる原則に従って行うものとする。

（１） 会計簿は、正規の簿記の原則に従って正しく記帳すること。

（２） 活動計算書、貸借対照表及び財産目録は、会計簿に基づいて活動に係る事業の実績及び財政状態に関する真実な内容を明瞭に表示したものとすること。

（３）採用する会計処理の基準及び手続については、毎事業年度継続して適用し、みだりにこれを変更しないこと。

（会計の区分）

第４３条 この法人の会計は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する会計及びその他の事業に関する会計の２種とする。

（事業計画及び予算）

第４４条 この法人の事業計画及びこれに伴う予算は代表理事が作成し、総会の議決を経なければならない。

（暫定予算）

第４５条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、代表理事は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

２ 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

（事業報告及び決算）

第４６条 この法人の事業報告及び決算は、毎事業年度ごとに代表理事が事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等として作成し、監事の監査を経て、その年度終了後３ヶ月以内に総会の承認を得なければならない。

２ 決算上余剰金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

（事業年度）

第４７条 この法人の事業年度は、毎年４月１日に始まり翌年３月３１日に終わる。

（借入金）

第４８条　この法人が資金の借り入れをしようとするときは、理事会の承認を得なければならない。

第８章　定款の変更、解散及び合併

（定款の変更）

第４９条　この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の過半数の議決を得なければならない。

２　定款の変更は、法第２５条第３項に規定する以下の事項を変更する場合には、所轄庁の認証を得なければならない。

（１）目的

（２）名称

（３）特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類

（４）主たる事務所及びその他の事務所の所在地（所轄庁の変更を伴うものに限る。）

（５）社員の資格の得喪に関する事項

（６）役員に関する事項（役員の定数に係るものを除く。）

（７）会議に関する事項

（８）その他の事業を行う場合には、その種類その他当該その他の事業に関する事項

（９）解散に関する事項（残余財産の帰属すべき者に係るものに限る。）

（１０）定款の変更に関する事項

（解散）

第５０条　この法人は、次に掲げる事由により解散する。

（１）　総会の決議

（２）　目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能

（３）　正会員の欠亡

（４）　合併

（５）　破産

（６）　所轄庁による設立の認証の取り消し

２　前項第１号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の４分の３以上の承諾を得なければならない。

３　第１項第２号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

（残余財産の帰属）

第５１条　この法人が解散（合併又は破産による解散を除く）したときに残存する財産は、法第１１条第３項に規定する法人のうちから理事会において選定したものに帰属するものとする。

（合併）

第５２条　この法人が合併しようとするときは、総会において総会に出席した正会員の４分の３以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第９章　公告の方法

（公告の方法）

第５３条　この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。

第１０章　雑則

（細則）

第５４条　この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、代表理事がこれを定める。

付則

1　この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2　この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

代表理事　朝山　敦子

副代表理事　近藤　健瀞

理事　大枝　奈美

同　梅澤　正

監事　實藤　秀志

3　この法人の設立当初の役員の任期は、第十六条第１項の規定にかかわらず、成立の日から平成１４年６月３０日までとする。

4　この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第四十三条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。

5　この法人の設立当初の事業年度は、第四十六条の規定にかかわらず、成立の日から平成１４年３月３１日までとする。

6　この法人の設立当初の会費は、第八条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

（1）正会員　年会費　１万円

（2）賛助会員　年会費　個人　一口　１千円　（一口以上）

法人　一口　１万円　（一口以上）

附則

この定款は、平成１７年１０月２４日から施行する。

附則

この定款は、平成１８年１１月２日から施行する。

附則

この定款は、平成２３年１２月５日から施行する。

附則

この定款は、平成２４年６月２日から施行する。

附則

この定款は、平成２４年９月７日から施行する。

附則

この定款は、平成２４年１０月２１日から施行する。